



2021年6月21日

各位

会社名 昭光通商株式会社
代表者名 代表取締役社長 稲泉 淳一
(コード: 8090、東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 齋藤 豊
(TEL . 03 - 3459 - 5021)

資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、2021年6月21日開催の取締役会において、下記のとおり、資本金の額の減少について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少の目的

当社が2021年3月4日に公表した「S K Tホールディングス株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び2021年5月21日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会の開催に関するお知らせ」に記載のとおり、当社取締役会は、S K Tホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)の要請を受け、2021年5月21日、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を招集し、当社の普通株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うことを含む議案を付議することを決議いたしました。その後、2021年6月17日に公表した「臨時株主総会における当社株主による修正動議提出予定に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、公開買付者から、本株式併合及び定款の一部変更の効力発生日を2021年7月27日と変更する等の修正動議(以下「本修正動議」といいます。)を本臨時株主総会において提出する予定である旨の通知を受領しました。

そして、本日公表した「株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」に記載のとおり、本日開催の本臨時株主総会において、公開買付者より本修正動議が提出され、本修正動議により修正された議案がいずれも承認可決されました。その結果、当社株式は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなり、所定の手続きを経て2021年7月21日をもって上場廃止となる予定です。

本株式併合を実施することにより株式の数に1株に満たない端数が生じた当社の株主の皆様に対しては、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当社株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該売却については、公開買付者からの要請を受け、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。今回の資本金の額の減少及びその他資本剰余金への振り替えは、当該買取りに必要な分配可能額を確保することを目的とするものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額8,021,790,000円を3,021,790,000円減少して、5,000,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額3,021,790,000円の全額をその他資本剰余金へ振

り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 取締役会決議 | 2021年6月21日(月) |
| (2) 臨時株主総会決議日 | 2021年7月27日(火)(予定) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2021年7月26日(月)(予定) |
| (4) 減資の効力発生日 | 2021年7月29日(木)(予定) |

4. 今後の見通し

本件は、純資産の部の勘定科目間の振替処理であり、純資産額に変更を生じるものでなく、業績に与える影響はありません。

以 上